

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設（拡充）・延長・その他）

No	7	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	農地中間管理機構への貸付けを促進するための農地の贈与税納税猶予制度の納税猶予打切要件の見直し		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          贈与税納税猶予制度の適用を受けている農地等を貸し付けた場合には、納税猶予の期限が確定することとされているが、贈与税の申告書の提出期限から10年（貸付日の年齢が65歳未満の場合は20年）以上経過しており、農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付け（特定貸付け）の場合に限り当該貸付けはなかったものとみなされ、納税猶予の期限は確定しない。</p> <p>・特例措置の内容          贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者が、農地中間管理機構への貸付けを行う場合には、贈与税の申告書の提出期限から10年（貸付日の贈与者の年齢が65歳未満の場合は20年）経過していない場合でも当該貸付けはなかったものとみなし、納税猶予の期限は確定しないこととする。</p>		
〔関係条文〕	〔地方税法附則第12条、租税特別措置法第70条の4の2〕		
減収見込額	[初年度] ▲6.6 (▲19.8)	[平年度] ▲5.5 (▲21.3)	(単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額]		
要望理由	<p>(1) 政策目的          担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 現在、我が国では農業の成長産業化を図るため、農地中間管理機構を通じた担い手への農地利用の集積・集約化を進めているところである。このような中で、現行制度は、担い手でない者でも贈与税の納税猶予の特例を受けることができる中で、贈与税の申告書の提出期限から10年（貸付日の贈与者の年齢が65歳未満の場合は20年）が経過しないうちに当該贈与税の納税猶予の適用農地を貸付けした場合、納税猶予の期限が確定する仕組みとなっており、地域の話合いにより、機構に農地を貸付けて、分散した農地を担い手毎に集積する機運が高まっても、農地の集積・集約化が上手く進まない。</p> <p>このため、本制度の適用者が、贈与税の申告書の提出期限から10年（貸付日の贈与者の年齢が65歳未満の場合は20年）経過していなくても、当該贈与税の納税猶予の適用農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合は、当該貸付けはなかったものとみなし、納税猶予の期限が確定しないこととする措置を講じることで、地域内の円滑な農地の集積・集約化を進める必要がある。</p> <p>② 担い手に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定等されている。</p> <p>ア 平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略において、「今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする」</p> <p>イ 食料・農業・農村基本法第23条において、「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。」</p> <p>ウ 平成27年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、「農地の公的な中間的受皿として各都道府県に整備された農地中間管理機構をフルに稼働させ、地域内に分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けることで、担い手への集積・集約化を推進する。この場合、地域の状況に応じ、「各地域の人・農地プランとの連動した取組」、「新規参入企業など公募に応募した受け手のニーズに対応した取組」、「農業法人等が分散した農地を交換により集約化するための取組」、「基盤整備事業と連携した取組」という4つのアプローチを推進し、農地中間管理機構のフル稼働につなげていく。」</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
ページ	7 - 1		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>《政策分野》 担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p>
	政策の達成目標	今後 10 年間で、全農地面積の 8 割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減し、法人経営体数を 5 万法人とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	全農地面積の 8 割が「担い手」によって利用される。
	政策目標の達成状況	担い手による農地の利用面積は全農地面積の約 5 割にとどまっており、政策目標は実現していない。
有効性	要望の措置の適用見込み	(平成 28 年度見込み) 適用者数：112 人
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	地域でまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付けることや法人化するという地域農業の発展を図る取組を円滑に進めることができ、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日）に掲げる目標達成に寄与する
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付の特例
	予算上の措置等の要求内容及び金額	農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付ける地域や個々の出し手に対して交付する機構集積協力金（平成 27 年度予算額（平成 26 年度補正予算を含む。）：290 億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算措置は、農地を農地中間管理機構に貸し付ける地域や農地の出し手に対して協力を金を交付することで、機構を活用した転貸による担い手への農地の集積・集約化を促進するものである。一方、農地を機構に貸し付けようとしても、当該農地が贈与税の納税猶予の適用対象となっており、かつ、本制度適用後期間が 10 年未満（貸付け時の年齢が 65 歳未満の場合は 20 年）である場合には、機構に当該農地を貸し付けることができない。よって、本要望と併せて上記の予算が措置されることで、機構を介した円滑な農地の集積・集約化を図ることができる。
	要望の措置の妥当性	<p>農業者の高齢化の進行と世代間の農業者数のアンバランス（65 歳以上が 6 割なのに対し 50 歳未満は 1 割）という現状を踏まえれば、今後、適切な措置を講じなければ、適切な農地管理者が不足し、耕作放棄地が大幅に拡大することにもなりかねない。このため、農地中間管理機構を整備し、機構が農地を借受け、その規模拡大や利用する農地の集約化の意向に配慮して転貸することにより農地利用の最適化を図ることとしており、これを積極的に活用し、早い段階で担い手への農地利用の集積・集約化を図っていく必要がある。</p> <p>一方、現行の贈与税の納税猶予制度では、本贈与税の申告書の提出期限から 10 年（貸付日の贈与者の年齢が 65 歳未満の場合は 20 年）が経過しないうちに当該贈与税の納税猶予の適用農地を農地中間管理機構に貸付けた場合、納税猶予の期限が確定する仕組みとなっており、機構を介した担い手への農地集積・集約化を円滑に行うことができない仕組みとなっているため、機構に貸し付けた場合は、当該貸付けはなかったものとみなし、納税猶予の期限は確定しないとする本要望は政策目的を実現する手段としての的確である。</p>
	ページ	7 - 2

		<p>また、相続税の納税猶予制度においては、相続が発生した日からの経過期間にかかわらず、特定貸付け（農用地利用集積計画等による賃借権の設定等）をしても、納税猶予の期限は確定しない。</p> <p>更に、本要望の適用対象は、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地で、かつ、機構に対し貸し付けた場合に限られており、新たな減収額には繋がらない必要最小限の措置となっている。</p> <p>担い手による農地の利用面積は全農地面積の約5割にとどまっている中で、農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要であり、本要望を措置する必要がある。</p>																	
<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>適用実績（平成 24 年度に新設）</p> <table border="1" data-bbox="384 488 1305 640"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>61</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>減税額（千円）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4,392</td> <td>5,246</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	件 数	—	—	—	61	122	減税額（千円）	—	—	—	4,392	5,246
区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度														
件 数	—	—	—	61	122														
減税額（千円）	—	—	—	4,392	5,246														
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>																		
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>農地中間管理機構を活用して政策目標である担い手への農地の集積率8割を目指すこととしているが、地域の農地をまとめて機構に貸し付けようとした場合に、当該農地が贈与税の納税猶予制度適用農地で、かつ当該農地の所有者が本制度適用後10年未満（貸付け時の年齢が65歳未満の場合は20年）の場合には、機構に当該農地を貸し付けることができない。今回、このような農地であっても機構への貸付けを可能とすることで、政策目的の達成に寄与する。</p>																		
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>農業従事者の高齢化が進む中で、リタイアする農業者の農地を意欲ある農業者に集積していく必要がある。平成32年において、農地面積の8割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるよう、これらの者への農地の利用集積を進める。</p>																		
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>政策目標を見直したため、担い手への農地の集積率は約5割にとどまっている。</p>																		
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成24年度に贈与税の特定貸付け制度を新設した。</p>																		